

見積合せ結果調書

業務名	ドクターズクラーク業務(内科クラーク, 人材派遣契約)
契約方法及び根拠条項	随意契約(従事時間に対する単価契約) ・ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号 ・ 市立旭川病院随意契約ガイドライン5-(3)
契約の相手方	北海道札幌市中央区北4条西4丁目1 株式会社ルフト・メディカルケア札幌支店 支店長 杉村真樹
契約金額(単価契約)	2,002.00円(うち, 消費税及び地方消費税 182.00円)
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
契約担当課	市立旭川病院事務局 医事課
見積合せ日時	令和3年3月31日(水) 午前10時
見積合せ場所	市立旭川病院 1階医事課執務室

見積合せ結果

	見積書提出業者名	第1回提示価格(単価)			見積合せの執行状況(単価)
1	株式会社ルフト・メディカルケア札幌支店	1,820.00 円			決定
2					
3					
4					
5					
6					

一者特命の随意契約とした理由	<p>【一者特命随意契約の理由】</p> <p>※専門的な知識を必要とする当該業務の習得には通常1~2か月を要するが, 今回の契約については, 履行開始までに業務習得に係る時間が取れないため, 令和2年度当該業務の契約相手方である選定業者以外の者では, 履行開始できず, 業務に支障を来すため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められる) ・ 市立旭川病院随意契約ガイドライン5-(3)(契約の履行にあたり, 要求される知識, 能力等を有していない者では, 所定の期日に履行を開始できない)
----------------	---